

事務連絡
令和2年4月15日

管内診療所・歯科診療所 管理者 殿

東京都多摩府中保健所長

新型コロナウイルス感染症に係る院内感染対策の更なる徹底について

今般、政府より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されたことを受けまして、別紙のとおり、都内病院管理者宛てに新型コロナウイルス感染症に係る院内感染対策の更なる徹底に努めていただくよう通知されたところです。

貴院におかれましても、引き続き、新型コロナウイルス感染症に係る院内感染対策の更なる徹底に努めていただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、(公社)東京都医師会及び(公社)東京都歯科医師会についても、東京都福祉保健局医療政策部より通知されていることを申し添えます。

(問合せ先)

東京都多摩府中保健所企画調整課保健医療担当

電話 042-362-2334

別紙（ホームページ掲載用に一部加工（リンク貼付）しています）

2 福保医政第 1 0 3 号
令和 2 年 4 月 1 0 日

都内病院管理者 殿

東京都福祉保健局医療政策部長
矢 沢 知 子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る院内感染対策の更なる徹底について

平素より東京都の保健医療施策について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
今般、政府より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令された
ところです。

貴院におかれましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症に係る院内感染対策の更なる徹
底に努めていただきますよう、よろしく願いいたします。

(参考)

- [医療施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について](#)
(令和 2 年 1 月 31 日付け厚生労働省医政局総務課・地域医療計画課事務連絡)
- [医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について](#)
(令和 2 年 2 月 13 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡)
- [医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について \(その 2\)](#)
(令和 2 年 2 月 21 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡)
- [医療施設等における感染拡大防止のための留意点について](#)
(令和 2 年 2 月 25 日付け厚生労働省医政局総務課・地域医療計画課・健康局結核感染症課事
務連絡)
- [新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診察に関する留意点について](#)
(令和 2 年 3 月 11 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)
- [医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について \(その 3\)](#)
(令和 2 年 4 月 7 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)
- [歯科医療機関における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための院内感染対策について](#)
(令和 2 年 4 月 6 日付け厚生労働省医政局歯科保健課事務連絡)

※ 上記7つの事務連絡は厚生労働省HP内に掲載されておりますのでURLを添付いたします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html

※ 併せて、「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」（2020年4月7日付け国立感染症研究所、国立国際医療研究センター国際感染症センター）を参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-01.html>

(問合せ先)

東京都福祉保健局医療政策部医療安全課指導担当

電話03(5320)4432

東京都福祉保健局医療政策部医療政策課計画担当

電話03(5320)4425